

## 令和7年度 中国四国地方令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業の 公募要領

### 1. 背景と目的

我が国の水環境は、かつての著しい水質汚濁から大きく改善し、多くの地域で良好な状態が保たれています。一方で、水環境を取り巻く課題は「水質保全」から「地域の暮らしや文化の再生」「地域資源の活用」「生物多様性の保全」など多様化しています。環境省では、これまで「名水百選」、「平成の名水百選」、水循環基本法の理念に基づくウォータープロジェクトなどにより、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、良好な水環境の保全活動の推進を図ってきました。また沿岸域においては、藻場や干潟等を含む海と人が共生し、地域経済や文化、教育など多面的な価値を担う「里海づくり」を実施してきたところです。近年は、「30by30目標<sup>※1</sup>」やOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）<sup>※2</sup>の推進など、生物多様性保全を重視した政策的枠組みも進展しています。これまで環境本省において、「良好な水環境保全・活用モデル事業」や「『令和の里海づくり』モデル事業」等のモデル事業を実施し、指針となる事例の創出に取り組んできました。

一方、地域においてはこのような取組を推進していく中で様々な課題が挙げられているところ、地域における主体的な水環境・沿岸域の保全・再生・創出と利活用の取組を通じた、良好な水環境の創出に向けた地域の取組を推進していくためには、各地域の特性を踏まえた支援と、それらの取組の効果的な情報発信等による更なる地域展開が必要です。

このため、本事業は、中国四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）における活動であり、多様な主体の連携による、地域における水環境・沿岸域の保全・再生・創出と利活用の取組を支援する事業（地域支援事業）を実施することを通じ一層の水環境の適切な管理及び良好な水環境の創出に係る取組の推進と、様々な地域資源等との関連性を一連の流れ（ストーリー）として整理していくことを目的としています。

なお、環境本省においては、令和7年12月より中央環境審議会水環境制度小委員会において、「良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について」の検討を開始しております。本事業の成果はもとより、本事業の実施団体における事業実施に至る背景や実施上の課題、取組意義や周囲の関心などは、当該検討を進める上で重要な情報として活用していくことを想定しており、選定された場合、本検討へ協力いただく可能性がありますので、ご承知の上、応募いただくようお願いいたします。

※1. 30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

※2. OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

### 2. 事業概要

- 本事業は、中国四国地方環境事務所の「令和7年度中国四国地方における良好な水環

境保全・活用支援事業」の一環として、当業務の請負事業者（以下「事務局」という。）から実施団体への請負契約により実施するもので、実施団体と事務局との間で請負契約を締結し、令和8年度内に伴走支援・情報発信等の取組を行うものです。

- 本事業への選定後、事業開始前の段階で、応募内容をもとに実施団体、中国四国地方環境事務所、事務局の三者で協議を行い、令和8年度末（正式な実施期間は後述）までの活動計画及び経費の使途を決定します。なお、1団体あたり応募する際の経費は250万円（税込み）以下としてください。
- 本事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約に基づく請負費となるため、原則として成果物の提出及び実支出額の確認後、一括してお支払いします（実施団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください）。
- 本事業では、地域で当事業が目指すものに合致した取組を実施しようとする実施団体に対して、事務局による伴走支援（必要な経費の支払い、コーチングを行う有識者の専任、会議・協議体の構築、水環境の保全、藻場造成や利活用に向けた知見や技術提供、資料作成等の支援）を予定しております。本事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、中国四国地方環境事務所及び事務局と連携しつつ活動計画の精査・成果の共有や報告を行います。

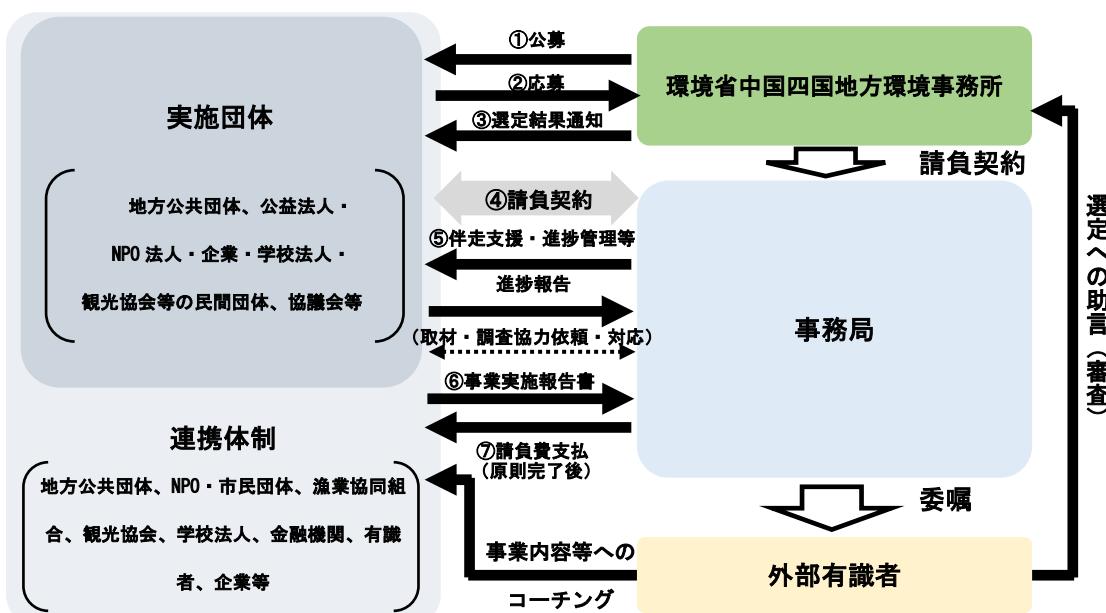


図 中国四国地方における本事業のスキーム

表 中国四国地方における地域支援事業の実施スケジュール※1

時期	実施内容
令和8年1月30日	・公募開始/応募受付（2月27日まで）
令和8年3～4月	・中国四国地方環境事務所による審査/実施団体の決定 ・選定結果通知 ・活動計画の協議等、事務局との請負契約

令和8年4～5月	・キックオフミーティングへの参加
令和8年5月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な打合せの実施（対面又はオンラインを活用。年5回程度実施）</li> <li>伴走支援。</li> <li>中国四国地方環境事務所・事務局による現地調査等（現地調査は年2回程度実施）</li> <li>専門家によるコーチング（年2回程度。）</li> <li>事業実施によるアウトプットの検討、事務局等との協議。</li> </ul>
令和8年11月頃	・中間報告の実施（有識者、事務局、中国四国地方環境事務所による現地調査等）
令和9年2月頃	・成果報告会への参加（事前に成果報告会に向けた資料作成があります。）
令和9年2月末	・事業実施報告書の提出

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、地域支援事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

#### （1） 実施期間

事務局との請負契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

#### （2） 対象地域

中国四国地方の陸域又は沿岸域において水環境の保全・活用等による地域課題の解決に取り組む地域（ただし、沿岸域では事業の主たる部分が沿岸域で行われるものであれば、沿岸域以外で行われる取組（森里川海視点等）が一部含まれていても対象とします。）

#### （3） 対象団体

中国四国地方内に活動の場を有する、地方公共団体、公益法人・NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等（ただし、事務局と直接契約を締結できる者とします。）

#### （4） 対象事業

多様な主体の連携による地域における水環境の保全・再生・創出と利活用の取組で、令和8年度中での着実な成果の創出（次年度に向けた地域課題解決に向けた道筋の明確化、水環境に係る具体的なデータの取得・整理に基づく今後の展望の整理、具体的な活動成果に基づく地域課題への貢献等）が見込めるものを対象とします。

#### 【対象となる取組の例】

- ・水辺や湧水、地下水の保全・創出活動
- ・水道水源である森や川からの流域一帯的な保全・調査

- ・自然環境や藻場・干潟等の保全・再生・創出に資する活動
- ・沿岸の生態系の保護やモニタリング、データベース化
- ・自然環境や藻場干潟等の保全・再生・創出活動を体験できる観光コンテンツの造成
- ・人材の育成に向けた海洋教育プログラムや単元開発、地域の学校等への教材提供
- ・情報発信ツールの製作、シンポジウムやワークショップの開催等、保全・再生等活動の啓発のための地域活性化プロモーション
- ・生態系の保全活動の経済価値評価、効果の見える化
- ・関係省庁の施策との連携（沿岸域の総合的管理や海洋空間計画の立案、海業など）
- ・上記を実施するための協議会等の設置や他団体等との連携、枠組みづくり

#### （5） 対象経費

請負契約の対象となる経費の使途は下記に示すものであって、事業実施期間中において事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費、その他、中国四国地方環境事務所及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。

##### 【計上できる経費】

- ・事業費（外注費（各種調査、資料づくり、環境整備等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費）
- ・人件費（事業費で計上することが困難で、かつ地域支援事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができます。ただし、地方公共団体の場合は計上できません。）

##### 【計上できない経費】

- ・事業場等の建物・施設に関する経費
- ・資産等が残る工事に関する経費
- ・20万円を超える機器・備品等の製造・購入に関する経費
- ・1年以上継続して使用でき、事業終了後に財産となるような機器・備品等の製造・購入に関する経費
- ・その他事業の実施に直接関係しない経費

#### （6） 応募にあたっての留意事項

- ・本事業は、選定された実施団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、模範・先進事例となる取組を環境省及び事務局と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域・他事業への模範的事業としての展開、さらには国内の水環境の保全等に関する機運の醸成を目指すものです。
- ・また、沿岸域を対象とする事業の実施にあたっては、「今後の里海づくりのあり方

に関する提言（令和7年3月27日公表）」の考え方方に則り、実施することが求められます。

- ・ 本公募は、これらの考え方方に賛同・理解・協力いただける団体を募集するものです。
- ・ なお、環境本省が実施する「令和8年度良好な水環境保全・活用モデル事業」、「令和8年度戦略的『令和の里海づくり』基盤構築支援事業」又は「令和8年度良好な環境を活用した観光モデル事業」と重複しての応募は可能ですが、環境本省事業の実施団体に選定された場合、同じ事業内容を本事業でも実施することはできません。
- ・ 本事業は、水環境の保全等を通じて中国四国地方環境事務所、事務局、有識者及び地域の関係者等が連携した統合的アプローチ、シナジー効果が期待されています。その際に、事業の実施団体に対しては、適宜PDCAサイクルを回しながら事業を取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。また、その際には、中国四国地方環境事務所、事務局及び有識者による事業内容等のコーチング（改善指導等）を行う予定です。
- ・ 本事業は、環境省中国四国地方環境事務所の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施していただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、水質や生物多様性の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項\*については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご留意ください。  
\*「一般論として配慮すべき事項」としては、例えば以下のような配慮が挙げられます。

（例）「外来種被害防止行動計画 第2版～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～」（令和7年3月、環境省、農林水産省、国土交通省）  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/actionplan2/actionplan.pdf>  
「第2章 外来種による被害を防止するための行動」のうち  
「第2節 実践すべき6つの行動」参照

- ・ 水環境の保全等の取組は、地域で取り組む実施団体あってこそものであるため、実施団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の審査過程及び審査後において、当該事業の主旨を踏まえ、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあること、また申請内容等のとおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- ・ コーチングを行う有識者については、中国四国地方環境事務所、事務局及び実施団体において協議の上、決定することといたします。
- ・ 本事業の実施団体において、申請した事項（上記により変更された場合は変更後の事項）が行われない、各種法令が遵守されない、応募書類に虚偽の記載を行う、打合せ時等に故意に虚偽の発言をするなどした場合には、事務局との請負契約が解除されるうえ、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。
- ・ 本事業の実施にあたり、地域支援事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、打合せを行います。また、名水づくりや里海づくりの情報発信・推進等のために、実施団体に対して、中国四国地方環境事務所又は事務局からの事業内容に関する

ヒアリングや事業に関連する取組の視察・取材等への御協力をお願いすることがあります。

- ・ 本事業の成果は、事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 web サイト等で掲載いたします。
- ・ 令和 7 年 12 月より中央環境審議会水環境制度小委員会において、「良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について」の検討を開始しています。本事業の成果はもとより、実施団体における事業実施に至る背景や実施上の課題、取組意義や周囲の関心などは、当該検討を進める上で重要な情報として活用していくことを想定しており、実施団体には本検討へ協力いただく可能性がありますので、ご承知の上、応募いただくようお願いいたします。
- ・ 本事業において実施した事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキーム、ネットワーク、枠組み等による水環境の保全等の継続・さらなる地域展開が期待されます。そのため、事業終了後も、環境省が進める水環境の保全等に関する施策推進の一環として、環境省から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。
- ・ 提出された応募書類については、応募者に無断で、応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

### 3. 応募方法

#### （1）公募期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）～同年 2 月 27 日（金）17:00（必着）

#### （2）応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「5.応募先及び問合せ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、当事業の運営を統括し、事務局との請負契約の当事者となる代表団体を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

#### 【応募書類】

- ① 応募申請書（様式 1）
- ② 実施計画書（様式 2）
- ③ 本事業を行う応募団体の定款又は規約等

#### ＜実施計画書への記載項目＞

##### 1. 本事業への応募理由

取組の背景、本事業により獲得したい目標・成果（アウトプット）、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示しください。また、令和 9 年度以降の取組の

展開として、具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示しください。

2. 本事業を通じた、地域における良好な環境の保全・利活用に向けた取組と自然・生活・文化・歴史等との関連性を把握し一連の流れ（ストーリー）として整理するための取組

本事業を通じて、地域における良好な環境の保全や利活用に向けた取組と、地域における自然・生活・文化・歴史等との関連性を把握し、一連の流れ（ストーリー）として整理するために必要と考えられる、対象となる「水環境」の地域における位置付け、保全や活用に係る背景・歴史等、地域における多様な関係者による連携等について、付加価値の観点も含めてお示しください。

### 3. 事業実施計画

1. 及び2. で示された内容を踏まえて、令和8年度内に取り組む事業内容、実施方法、スケジュール等をお示しください。

本公募に基づき請負契約の対象となる当事業の範囲が、上記の令和8年度内に取り組む事業の一部である場合には、その範囲も明確にお示しください。

### 4. 実施体制と今後の連携イメージ

本事業の令和8年度における実施体制を具体的にお示しいただくとともに、令和9年度以降に想定されている地域での多様な主体の連携イメージをお示しください。

地方公共団体との連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体的な連携内容について可能な範囲でお示しください。「今後連携予定」の場合は、予定している体制や内容、連携予定先との協議状況についてもお示しください。

また、本公募に基づき請負契約の対象となる当事業の範囲内で有識者等の第三者からの助言を受けることを想定している場合は、その体制（有識者等の候補を含む）についてもお示しください。なお、具体的な想定は無いものの、事業の実施に際して有識者からの助言を希望する場合は、助言を受けたい分野や具体的な内容等について可能な範囲でお示しください。

### 5. 支出計画書

本公募に基づき請負契約の対象となる当事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示しください。ここで記載いただく事業実施に係る経費は、最大250万円（税込み）としてお示しください。

当事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と予算額、既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

## 【応募書類の提出形式】

PDF 形式、Microsoft Word 形式または Microsoft PowerPoint 形式の電子ファイル

### 4. 実施団体の決定・通知、事業実施等

#### (1) 審査方法

応募書類を審査の上、4 件程度を選定する予定です。

中国四国地方環境事務所において応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について書類審査を行ったのち、以下（2）の審査基準に基づき、有識者からなる審査委員会で審査を予定しております（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。

なお、必要に応じて中国四国地方環境事務所又は事務局から電話又はメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的にはご提出いただいた応募書類が審査対象となりますのでご留意ください。

#### (2) 審査基準

##### 1) 本事業への応募理由

- ・取組の全体像と本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が、中国四国地方における水環境の適切な管理及び良好な水環境の創出等の推進の観点から適當か
- ・課題等について技術的、科学的な根拠があるか（ない場合は本事業を通じて科学的根拠に関する調査等を行う計画となっているか）

##### 2) 本事業を通じた、地域における良好な環境の保全・利活用に向けた取組と自然・生活・文化・歴史等との関連性を把握し一連の流れ（ストーリー）として整理するための取組

- ・対象となる地域の水環境の自然・生活・文化・歴史等との関連性や地域の様々な主体との連携状況、地域による保全・活用状況等の背景を把握できているか（地域の状況把握）
- ・本事業を通じて、地域における多様な関係者の連携が促進されるものとなっているか

##### 3) 事業実施計画

- ・地域の課題解決や具体的なメリットにつながる事業であり、「中国四国地方における良好な水環境等保全・利活用」に係るストーリー形成に必要な要素が効果的に整理できる事業実施計画となっているか
- ・本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が達成できる体制・方法となっているか（事業遂行の確度）
- ・事業のスケジュールは取組内容が実施できるものとなっているか（適切な事業量の把握）

#### 4) 実施体制と今後の連携イメージ

- ・事業実施に必要となる関係団体（地方公共団体等）と連携できている、又は連携できる見込みのある計画となっているか
- ・地域の多様な団体と連携している、又は連携が見込まれる計画となっているか（地域関係者の巻き込み）
- ・有識者等の第三者からの助言を受ける体制（外部連携体制）が構築されている、又は構築可能となっているか
- ・令和9年度以降も自律的に活動が継続できる体制、多様な主体を巻き込める体制が期待できるか（自律性、人的・経済的な持続性）

#### 5) 支出計画書

- ・2.（5）の【計上できない経費】が含まれていないか
- ・事業内容に合致した支出内容になっているか
- ・外注が想定されている場合、取組内容の全部又は主たる部分が外注されていないか

#### （3）審査結果

審査結果は3月下旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより中国四国地方環境事務所から通知後、中国四国地方環境事務所ホームページ等で公表します。

#### （4）活動計画の決定、記載事項・法令の遵守等

選定後、実施団体、中国四国地方環境事務所、事務局の三者で協議を行い、活動計画を決定します。実施団体において、活動計画に記載した事項が行われない場合や事業実施に当たり関係する各種法令が遵守されない場合には、事務局との請負契約が解除されたうえで、経費の一部又は全部が支払われないこと等があります。

#### （5）成果物とその帰属

事業成果は、事業終了後、令和8年度内に事業実施内容の概要を取りまとめ、環境省及び中国四国地方環境事務所のホームページ等で掲載いたします。実施団体においては、請負契約により実施していただく当事業の納入成果物として、令和9年2月末までに当事業の事業実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、応募された当事業の内容に応じ、中国四国地方環境事務所及び事務局との協議により決定します。

提出された事業実施報告書をもとに事務局が作成する中国四国地方環境事務所事業「令和7年度中国四国地方における良好な水環境保全・活用支援事業」の報告書を含め、納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に中国四国地方環境事務所に帰属します。また、請負契約による当事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も中国四国地方環境事務所に帰属します。ただし、実施団体やその関係者が当事業の目的に沿った範囲において積極的に利用してい

ただくことは差し支えありません。なお、従来から実施団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作権者に権利が帰属するものについては、中国四国地方環境事務所に権利を移転する必要はありません。

#### （6）事業終了後の協力

実施団体においては、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、創出した「良好な環境」を活用した、ウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化の実現を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

### 5. 応募書類の提出先及び問合せ先

環境省 中国四国地方環境事務所 環境対策課

担当：(中国地方) 赤田

電話：086-223-1581

E-mail：reo-chushikoku@env.go.jp

(四国地方) 松原

電話：087-811-7240

E-mail：moe-shikoku@env.go.jp

以上